

令和8年(2026年)4月30日付け札幌市告示第1840号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和8年(2026年)5月15日

札幌市長 秋元 克広

記

1 訂正する内容

令和8年札幌市告示第1840号別表の工事番号「26(建)第0078号」工事名「清田児童会館改築ほか工事」に係る設計図書の一部を下記のとおり訂正する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442





<p><b>19</b> 公衆災害の防止及び安全管理</p> <p><b>20</b> 交通安全及び公害対策</p>	<p>は、関係法令に従い必要な措置を講ずる。 また、敷地内の除排雪については、工事の安全確保等のため適切に行う。</p> <p>受注者は建築工事に当たって、安全施工を回り公衆災害を防止するため、「建築工事安全施工技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守しなければならない。また有害ガス又は引火性ガスの発生のおそれがある場合は安全を確認し作業を行う。</p> <p>(1) ダンプトラック等、大型貨物運搬車両による土砂及び工事用資材の輸送に当たっては、踏切、スクールゾーン等、工事車両が人命等に影響を及ぼす区間が輸送路になる場合、または埃、振動、騒音等の害の恐れのある区間が輸送路になる場合は、必要に応じて地域住民及び関係機関等の連絡を密にし、交通安全の確保、公害等の対策に万全を期さねばならない。</p> <p>(2) 工事期間中は、交通誘導警備員を以下の条件に沿って配置し、現場内における安全確保に努めなければならない。なお、必要となる交通誘導警備員の人数は、作業形態に応じた配置計画等とともに、あらかじめ監督職員と協議すること。</p> <p>【配置条件】</p> <p>① 図示による</p> <p>(3) 北海道公安委員会の認定する路線における工事現場については、一級又は二級検定合格警備員を配置する。(1.3.8)</p>
<p><b>21</b> 揮発性有機化合物対策</p>	<p>(1) 本工事に使用する化学物質を放散(発散)させる建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有するとともに、揮発性有機化合物の放散(発散)が少ない材料の使用に努め、以下を満たすものとする。(1.4.1)</p> <p>(ア) ホルムアルデヒド放散(発散)建築材料に指定されている材料は、F☆☆☆☆等の規制対象外材料とする。</p> <p>(イ) 接着剤は、フタル酸ノールフェル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、(ア)のほか、アトホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(ウ) 保温材、緩衝材、断熱材は、(ア)のほか、スチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(エ) 屋内に使用する塗料は、厚生労働省で指定された13物質(以下13物質)を放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(オ) 木質建材、家具、建具類及び二次製品は、(ア)のほか、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(カ) ワックスは、有機りん系化合物を含有していないものを使用し、13物質を放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 施工時・完成後引渡し前においては、揮発性有機化合物の放散(発散)を促進するために、繰り返し換気を行わなければならない。</p>
<p><b>22</b> 揮発性有機化合物の室内濃度測定</p>	<p>受注者は、揮発性有機化合物の室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、測定結果を監督職員に提出しなければならない。(1.5.9)</p> <p>(1) 測定物質 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラクロロベンゼン</p> <p>(2) 測定方法 ( ※拡散方式 ・吸引方式 )</p> <p>(ア) 居室の窓及び扉(造付け家具、押入れその他これらに類するもの扉を含む)を30分間開放し、窓及び扉を5時間以上閉鎖した後、その状態で採取を行うこと。また、連続的な運転が確保できる換気設備がある場合は稼働させ、当該換気設備に係る給排気口を開放することができる。</p> <p>(イ) 居室の中央付近の床から概ね1.2mから1.5mまでの高さにおいて採取を行うこと。(学校の教室等については、机上の高さにおいて採取を行うこと)</p> <p>(ウ) 採取時間は、吸引方式では30分以上継続して、同時に又は連続して2回以上行うこと。拡散方式では8時間以上とする。(拡散方式とは、測定ハッチ・ハッチャンゾブラー)</p> <p>(エ) ホルムアルデヒドは、DNPH誘導体化固相吸着/溶媒抽出-高速液体クロマトグラフ法によること。</p> <p>(オ) その揮発性化合物は、固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/加熱脱着法又は容器採取法とガス chromatography/質量分析法の組合せによること。</p> <p>(3) 測定箇所 ( 5箇所 居室位置は監督職員と協議のこと)</p>
<p><b>23</b> 公共工事の入札及び契約の適正化</p>	<p>「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を遵守し、施工体制の適正化を図る。</p>
<p><b>24</b> 施工体制台帳等</p>	<p>(1) 施工体制台帳 (1.1.5) 建設業法並びに適正化法等により、公共工事の受注者である建設業者は、下請契約を締結するときは、その金額に関わらず、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置く。また、その写しを発注者に提出する。その際、資格要件にない免許・資格証等の unnecessary 個人情報 は添付しない。なお、施工体制台帳の作成範囲・構成は、「施工体制台帳作成のポイント(財政局工事管理室)」による。</p> <p>(2) 現場の管理 受注者は監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させる。</p>

<p><b>25</b> 臨時検査</p> <p><b>26</b> 法令等の遵守</p>	<p>臨時検査は下記の場合に実施する。(1.6.2)</p> <p>(1) 中間技術検査 各年度1回以上(ただし、複数年度継続工事において、支払が発生しない年度については除く。)を行うほか、基礎ぐい工事がある場合は、その施工中に1回。</p> <p>(2) 臨時技術検査 発注者が必要と認めた場合</p> <p>当該工事における適用法令等を遵守するに当たり、主たる法令等に基づく各種届出に係るチェックリスト(札幌市指定様式)を作成し、監督職員に遵守状況を月報等で適宜報告すること。 また、当該チェックリストに係る届出等を要する場合は、届出書(写)を提出すること。(1.1.13)</p>						
<p>27 総合試運転調整</p>	<p>受注者は、関連工事等との総合試運転調整を行う場合は、次による (1.5.7) ・行う (適用箇所： )</p> <p>(1) 防火設備等について関連する機器と連動させ、設計図書の意図した機能を満たすことを確認する。</p> <p>(2) その他の事項については、監督職員と協議する。</p>						
<p><b>28</b> 不法無線局及び違法無線局対策</p>	<p>受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局(電波法に規定する免許または登録をせずに開設する無線局 例:不法アマチュア局、外国製無線機(FRS/GMRS)など)及び無線局の違法な運用(免許または登録を受けていながら、電波法の範囲を逸脱して使用することなど 例:アマチュア局を使用した業務連絡など)を行ってはならない。</p>						
<p><b>29</b> 工事の一時中止</p>	<p>(1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。</p> <p>(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。</p>						
<p><b>30</b> 苦情の対応処置</p>	<p>当該工事における苦情への対応及び報告書(札幌市指定様式)について、施工計画書に明示する。また、監督職員にその都度書面により報告し、指示を受ける。(1.3.7)</p>						
<p><b>31</b> 建設副産物対策</p>	<p>(1) 受注者は「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)の対象になった場合は、次の項目に掲げた事項について措置を講ずる。</p> <p>(ア) 「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律」を厳守し、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努めること。</p> <p>(イ) 工事に着手する前に別途指示する「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、監督職員に説明の上、提出するとともに特定建設資材廃棄物の再生資源化等が完了したときは、その実施状況に関する記録を作成し書面により報告すること。</p> <p>(ウ) 本法律の対象になった場合は、契約等の新たな手続きが必要となるので留意すること。</p> <p>(2) 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」を厳守して、建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全に努める。</p> <p>(3) 受注者は、工事着手時に別途指示する再生資源利用計画書(建設資材を搬入する場合)及び再生資源利用促進計画書(建設副産物を搬出する場合)を作成し、監督職員に提出するとともに、工事完了時には、実施書によりその実施状況を報告する。</p>						
<p><b>32</b> 発生材の処理</p>	<p>(1) 本工事で発生する建設副産物は、次により処理を行う。(1.3.11)</p> <p>(ア) 建設副産物の搬出先は下表のとおりとし、原則として札幌市内の処理施設を、「札幌市産業廃棄物処分業許可業者名簿」(環境局HP参照)から指定すること。ただし、(※)で示す副産物については、市外に搬出すること。</p> <table border="1" data-bbox="964 1543 1439 1774"> <thead> <tr> <th>搬出先</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生資源化施設</td> <td>アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊、コンクリート塊(モルタル付着)、コンクリートブロック(建築用)、インターロッキングブロック(着色色)、金属くず、木くず(建設廃材)、剪定枝等生木、廃プラスチック類、蛍光管類、廃石膏ボード(条件有)、汚泥(無機性)</td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td>がれき、紙くず・木くず・繊維くず、ALCパネル、混合廃棄物、廃石膏ボード、アスファルト防水材料(※)、非飛散性アスベスト成形板(※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 処理計画については、受け入れ条件等を確認のうえ、事前に監督職員と協議すること。</p> <p>(ウ) 再生資源化施設へ搬出した場合、搬出後、調書を監督職員に提出すること。</p> <p>(エ) 現場より発生する汚泥は、速やかに溶出試験、含有試験を行い「土壌環境基準(平成3年環境庁告示第46号)」および「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年環境省告示第19号)」にそれぞれ適合することを確認し、資料を監督職員に提出すること。</p>	搬出先	種別	再生資源化施設	アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊、コンクリート塊(モルタル付着)、コンクリートブロック(建築用)、インターロッキングブロック(着色色)、金属くず、木くず(建設廃材)、剪定枝等生木、廃プラスチック類、蛍光管類、廃石膏ボード(条件有)、汚泥(無機性)	その他の施設	がれき、紙くず・木くず・繊維くず、ALCパネル、混合廃棄物、廃石膏ボード、アスファルト防水材料(※)、非飛散性アスベスト成形板(※)
搬出先	種別						
再生資源化施設	アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊、コンクリート塊(モルタル付着)、コンクリートブロック(建築用)、インターロッキングブロック(着色色)、金属くず、木くず(建設廃材)、剪定枝等生木、廃プラスチック類、蛍光管類、廃石膏ボード(条件有)、汚泥(無機性)						
その他の施設	がれき、紙くず・木くず・繊維くず、ALCパネル、混合廃棄物、廃石膏ボード、アスファルト防水材料(※)、非飛散性アスベスト成形板(※)						

<p><b>33</b> 設備工事との取り合い</p>	<p>※試験回数(※1・ )回</p> <p>(2) 舗装切断汚水 ・舗装切断汚水は下記の施設で処分すること。 (協公清企業(エコパーク) (札幌市東区中沼町45番地23))</p> <p>(3) 特別管理産業廃棄物 ・種類: 搬出先 受注者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任し、監督職員に報告する。なお、選任は受注者の中で行う。</p> <p>(4) 有価金属 ①有価金属は下記の業者で処分すること。 (ア) 札幌市競争入札参加資格者: 物品・役員関係・再生資源関係業者 (イ) 廃棄物再生事業登録業者(知事登録) (ウ) 金属くず商許可業者(警察許可) なお、搬出を行った際、領収書又は受入伝票等及び許可書等の写しを監督職員に提出すること。 ・有価金属は、材料引渡リストを作成し、下記保管場所に保管すること。(保管場所: )</p> <p>(5) 産業廃棄物運搬車両表示 産業廃棄物を自己運搬する際に使用する車両には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条」により定められた表示を行うとともに、その運搬車に必要な書面を備え付ける。(同法施行規則第7条の2第3項及び第7条の2の2)</p>																																																																																										
<p>施工範囲</p>	<p>図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強 図示した鉄骨造の貫通孔部の補強プレート等 図示した天井の仕上材、下地材の切込み及び下地の補強 駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作のスイッチ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強</p> <p>施工図 設備機械の位置、取合いなど検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。</p> <p>工事区分 ※該当は●印とする</p>																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>建築</th> <th>電気</th> <th>暖房</th> <th>衛生</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>躯体の設備配管用のスリーブ及びボックス入れ</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上の補強</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井壁取付設備機器用穴あけ及び補強</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>すみ出しは設備 ※左記の該当は「下地の補強を要する場合」に限る。</td> </tr> <tr> <td>ルーフトレン</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>補強は建築</td> </tr> </tbody> </table>	項目	建築	電気	暖房	衛生	備考	躯体の設備配管用のスリーブ及びボックス入れ	○	●	●	●		同上の補強	●	○	○	○		天井壁取付設備機器用穴あけ及び補強	●	○	○	○	すみ出しは設備 ※左記の該当は「下地の補強を要する場合」に限る。	ルーフトレン	●	○	○	○	補強は建築	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備用</th> <th>天井点検口・床下点検口</th> <th>設備機器用穴あけ及びモルタル充填・断熱材補修</th> <th>ドラフトチャンパー本体及び排気筒</th> <th>設備用機械基礎</th> <th>床下受水槽マンホール</th> <th>換気扇等の取付用枠</th> <th>ビツ内連通管</th> <th>設備機器取付用下地補強</th> <th>フード・バンドキャップ類のシーリング</th> <th>衛生器具廻りのシーリング</th> <th>位置は協議、すみ出し・施工は建築</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>外壁板金(ガルバリウム等)の開口は建築</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備用	天井点検口・床下点検口	設備機器用穴あけ及びモルタル充填・断熱材補修	ドラフトチャンパー本体及び排気筒	設備用機械基礎	床下受水槽マンホール	換気扇等の取付用枠	ビツ内連通管	設備機器取付用下地補強	フード・バンドキャップ類のシーリング	衛生器具廻りのシーリング	位置は協議、すみ出し・施工は建築	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	外壁板金(ガルバリウム等)の開口は建築	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
項目	建築	電気	暖房	衛生	備考																																																																																						
躯体の設備配管用のスリーブ及びボックス入れ	○	●	●	●																																																																																							
同上の補強	●	○	○	○																																																																																							
天井壁取付設備機器用穴あけ及び補強	●	○	○	○	すみ出しは設備 ※左記の該当は「下地の補強を要する場合」に限る。																																																																																						
ルーフトレン	●	○	○	○	補強は建築																																																																																						
設備用	天井点検口・床下点検口	設備機器用穴あけ及びモルタル充填・断熱材補修	ドラフトチャンパー本体及び排気筒	設備用機械基礎	床下受水槽マンホール	換気扇等の取付用枠	ビツ内連通管	設備機器取付用下地補強	フード・バンドキャップ類のシーリング	衛生器具廻りのシーリング	位置は協議、すみ出し・施工は建築																																																																																
●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																	
○	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○																																																																																	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	外壁板金(ガルバリウム等)の開口は建築																																																																																
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																	

<p><b>34</b> 建設機械の選定</p>	<p>工事に使用する建設機械は以下による。 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年建設省告示第1536号)に基づき、指定された機械を使用する。 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、国土交通省「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械及び平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する。ただし、道路運送車両法の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車車検証の交付を受けているものは除く。 その旨を施工計画書に記載し監督職員の確認を受けるとともに、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出する。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。</p> <table border="1" data-bbox="2374 388 2878 682"> <thead> <tr> <th>対象機種</th> <th>型式</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>油圧式クロー型</td> <td>ディーゼルエンジン (エンジン出力7.5kW以上260kW以下)</td> </tr> <tr> <td>ブルドーザー</td> <td>普通、湿地、リッパ装置付</td> <td>を搭載した建設機械に限る。</td> </tr> <tr> <td>トラクターショベル</td> <td>ホイール型</td> <td>ただし、道路運送車両法による排ガス規制を受けている建設機械は除く。</td> </tr> <tr> <td>発動発電機</td> <td>可搬式、溶接兼用機を含む</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気圧縮機</td> <td>可搬式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ローラ</td> <td>ロードローラ、タイヤローラ 振動ローラ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホイールクレーン</td> <td>ラフテレンクレーン</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象機種	型式	規格	バックホウ	油圧式クロー型	ディーゼルエンジン (エンジン出力7.5kW以上260kW以下)	ブルドーザー	普通、湿地、リッパ装置付	を搭載した建設機械に限る。	トラクターショベル	ホイール型	ただし、道路運送車両法による排ガス規制を受けている建設機械は除く。	発動発電機	可搬式、溶接兼用機を含む		空気圧縮機	可搬式		油圧式杭圧入引抜機			ローラ	ロードローラ、タイヤローラ 振動ローラ		ホイールクレーン	ラフテレンクレーン	
対象機種	型式	規格																										
バックホウ	油圧式クロー型	ディーゼルエンジン (エンジン出力7.5kW以上260kW以下)																										
ブルドーザー	普通、湿地、リッパ装置付	を搭載した建設機械に限る。																										
トラクターショベル	ホイール型	ただし、道路運送車両法による排ガス規制を受けている建設機械は除く。																										
発動発電機	可搬式、溶接兼用機を含む																											
空気圧縮機	可搬式																											
油圧式杭圧入引抜機																												
ローラ	ロードローラ、タイヤローラ 振動ローラ																											
ホイールクレーン	ラフテレンクレーン																											
<p><b>35</b> 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重</p>	<p>建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法と定められた工種について、工法を施工計画書として提出する。 (8.4.3)(10.5.3)(13.2.3)(13.3.3)(14.7.3)</p> <p>建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 <math>V_0 = (\text{※}32) \text{ m/s}</math> 地表面粗度区分 (・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ) 多雪地域とし垂直積雪量等は、札幌市建築基準法施行細則第21条による。</p>																											
<p><b>36</b> 電子納品</p>	<p>①対象 ・対象外 (1) 電子納品は、札幌市「電子納品に関する手引き【営繕工事編】」に基づいて作成する。詳細は、監督職員と協議する。 (2) 成果品の提出部数(CD-R又はDVD-R) (2部) (3) 設計図CADデータの提供 ( 提供する ・提供しない ) 提供するCADデータは、本工事の履行に必要な施工図及び完成図の作成においてのみ使用し、それ以外の目的で使用してはならない。 提供したCADデータは、引渡し時を目的に複製も含めて全て削除すること。 なお、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利或いは同法第2章第3節第2款に規定する著作権者人格権は、図面を作成した設計事務所等に帰属する。</p>																											
<p><b>37</b> 完成時の提出図書</p>	<p>完成図 ※作成する(A3判2部)(A判部) 作成方法(※製本・ ) (1.7.1)(1.7.2)(表1.7.1) ・作成しない 完成図のCADデータ ※提出する ・提出しない (1.7.2) データ形式は以下のすべてを提出する。 ①貴社で使用しているCAD形式 ②DXF形式 ③PDF形式 実施工程表 ※作成する ・作成しない 保全に関する資料 ※作成する(提出部数2部) ・作成しない (1.7.3)</p>																											
<p><b>38</b> 工事写真及び完成写真</p>	<p>(1) 工事写真の撮影及び整理については、「営繕工事写真撮影要領(工事着手時点の最新版を適用)」による。ただし、提出部数及び形式については監督職員と協議する。(1.2.4) (2) デジタル工事写真については、国土交通省通知「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について(工事着手時点の最新の通知を適用)」に基づき実施する。 (3) 完成写真の提出部数 (紙媒体1部)(電子媒体1部) 完成写真の仕様は、監督職員と協議する。 (4) 受注者は著作物等(工事写真・完成写真等)の利用を発注者に許諾する。</p>																											
<p><b>39</b> 工事実績情報(コリンズ)への登録</p>	<p>※請負代金額が500万円以上の場合対象とする (1.1.4)</p>																											
<p><b>40</b> 公共事業労務費調査</p>	<p>受注者は、札幌市が実施する公共事業労務費調査の対象工事(以下、この項において「対象工事」という。)となった場合には次の各項に掲げた事項について行うとともに協力しなければならない。 また、対象工事の工期経過後も同様とし、これ等に要する費用は受注者の負担とする。 (1) 労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、現場労働者の賃金及</p>																											

は、関係法令に従い必要な措置を講ずる。  
また、敷地内の除排雪については、工事の安全確保等のため適切に行う。

**19** 公衆災害の防止及び安全管理  
受注者は建築工事に当たって、安全施工を回り公衆災害を防止するため、「建築工事安全施工技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守しなければならない。また有害ガス又は引火性ガスの発生のおそれがある場合は安全を確認し作業を行う。

**20** 交通安全及び公害対策  
(1) ダンプトラック等、大型貨物運搬車両による土砂及び工事用資材の輸送に当たっては、踏切、スクールゾーン等、工事車両が人命等に影響を及ぼす区間が輸送路になる場合、または埃、振動、騒音等の害の恐れのある区間が輸送路になる場合は、必要に応じて地域住民及び関係機関等の連絡を密にし、交通安全の確保、公害等の対策に万全を期さねばならない。  
(2) 工事期間中は、交通誘導警備員を以下の条件に沿って配置し、現場内における安全確保に努めなければならない。なお、必要となる交通誘導警備員の人数は、作業形態に応じた配置計画等とともに、あらかじめ監督職員と協議すること。  
【配置条件】  
① 図示による  
(3) 北海道公安委員会の認定する路線における工事現場については、一級又は二級検定合格警備員を配置する。(1.3.8)

**21** 揮発性有機化合物対策  
(1) 本工事に使用する化学物質を放散(発散)させる建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有するとともに、揮発性有機化合物の放散(発散)が少ない材料の使用に努め、以下を満たすものとする。(1.4.1)  
(ア) ホルムアルデヒド放散(発散)建築材料に指定されている材料は、F☆☆☆☆等の規制対象外材料とする。  
(イ) 接着剤は、フタル酸ノールフェル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、(ア)のほか、アトホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。  
(ウ) 保温材、緩衝材、断熱材は、(ア)のほか、スチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。  
(エ) 屋内に使用する塗料は、厚生労働省で指定された13物質(以下13物質)を放散させないか、放散が極めて少ないものとする。  
(オ) 木質建材、家具、建具類及び二次製品は、(ア)のほか、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。  
(カ) ワックスは、有機りん系化合物を含有していないものを使用し、13物質を放散させないか、放散が極めて少ないものとする。  
(2) 施工時・完成後引渡し前においては、揮発性有機化合物の放散(発散)を促進するために、繰り返し換気を行わなければならない。

**22** 揮発性有機化合物の室内濃度測定  
受注者は、揮発性有機化合物の室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、測定結果を監督職員に提出しなければならない。(1.5.9)  
(1) 測定物質  
ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラクワロベンゼン  
(2) 測定方法 ( ※拡散方式 ・吸引方式 )  
(ア) 居室の窓及び扉(造付け家具、押入れその他これらに類するもの扉を含む)を30分間開放し、窓及び扉を5時間以上閉鎖した後、その状態で採取を行うこと。また、連続的な運転が確保できる換気設備がある場合は稼働させ、当該換気設備に係る給排気口を開放することができる。  
(イ) 居室の中央付近の床から概ね1.2mから1.5mまでの高さにおいて採取を行うこと。(学校の教室等については、机上の高さにおいて採取を行うこと)  
(ウ) 採取時間は、吸引方式では30分以上継続して、同時に又は連続して2回以上行うこと。拡散方式では8時間以上とする。(拡散方式とは、測定ハッチ・ハッチャンゾブラー)  
(エ) ホルムアルデヒドは、DNPH誘導体化固相吸着/溶媒抽出-高速液体クロマトグラフ法によること。  
(オ) その揮発性化合物は、固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/加熱脱着法又は容器採取法とガス chromatography/質量分析法の組合せによること。  
(3) 測定箇所 ( 5箇所 居室位置は監督職員と協議のこと)

**23** 公共工事の入札及び契約の適正化  
「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を遵守し、施工体制の適正化を図る。

**24** 施工体制台帳等  
(1) 施工体制台帳 (1.1.5)  
建設業法並びに適正化法等により、公共工事の受注者である建設業者は、下請契約を締結するときは、その金額に関わらず、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置く。また、その写しを発注者に提出する。その際、資格要件にない免許・資格証等の不必要な個人情報とは添付しない。なお、施工体制台帳の作成範囲・構成は、「施工体制台帳作成のポイント(財政局工事管理室)」による。  
(2) 現場の管理  
受注者は監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させる。

**25** 臨時検査 (1.6.2)  
(1) 中間技術検査  
各年度1回以上(ただし、複数年度の継続工事において、支払が発生しない年度については除く。)行うほか、基礎ぐい工事がある場合は、その施工中に1回。  
(2) 臨時技術検査  
発注者が必要と認めた場合

**26** 法令等の遵守  
当該工事における適用法令等を遵守するに当たり、主たる法令等に基づく各種届出に係るチェックリスト(札幌市指定様式)を作成し、監督職員に遵守状況を月報等で適宜報告すること。  
また、当該チェックリストに係る届出等を要する場合は、届出書(写)を提出すること。(1.1.13)

27 総合試運転調整 (1.5.7)  
受注者は、関連工事等との総合試運転調整を行う場合は、次による  
・行う (適用箇所： )  
(1) 防火設備等について関連する機器と連動させ、設計図書の意図した機能を満たすことを確認する。  
(2) その他の事項については、監督職員と協議する。

**28** 不法無線局及び違法無線局対策  
受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局(電波法に規定する免許または登録をせずに開設する無線局 例:不法アマチュア局、外国製無線機(FRS/GMRSなど)及び無線局の違法な運用(免許または登録を受けていながら、電波法の範囲を逸脱して使用することなど 例:アマチュア局を使用した業務連絡など)を行ってはならない。

**29** 工事の一時中止に係る計画の作成  
(1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。  
(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

**30** 苦情の対応処置  
当該工事における苦情への対応及び報告書(札幌市指定様式)について、施工計画書に明示する。また、監督職員にその都度書面により報告し、指示を受ける。(1.3.7)

**31** 建設副産物対策  
(1) 受注者は「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)の対象になった場合は、次の項目に掲げた事項について措置を講ずる。  
(ア) 「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律」を厳守し、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努めること。  
(イ) 工事に着手する前に別途指示する「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、監督職員に説明の上、提出するとともに特定建設資材廃棄物の再生資源化等が完了したときは、その実施状況に関する記録を作成し書面により報告すること。  
(ウ) 本法律の対象になった場合は、契約等の新たな手続きが必要となるので留意すること。  
(2) 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」を厳守して、建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全に努める。  
(3) 受注者は、工事着手時に別途指示する再生資源利用計画書(建設資材を搬入する場合)及び再生資源利用促進計画書(建設副産物を搬出する場合)を作成し、監督職員に提出するとともに、工事完了時には、実施書によりその実施状況を報告する。

**32** 発生材の処理 (1.3.11)  
(ア) 建設副産物の搬出先は下表のとおりとし、原則として札幌市内の処理施設を、「札幌市産業廃棄物処分業許可業者名簿」(環境局HP参照)から指定すること。ただし、(※)で示す副産物については、市外に搬出すること。

搬出先	種別
再生資源化施設	アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊、コンクリート塊(モルタル付着)、コンクリートブロック(建築用)、インターロッキングブロック(着色色)、金属くず、木くず(建設廃材)、剪定枝等生木、廃プラスチック類、蛍光管類、廃石膏ボード(条件有)、汚泥(無機性)
その他の施設	がれき、紙くず・木くず・繊維くず、ALCパネル、混合廃棄物、廃石膏ボード、アスファルト防水材(※)、非飛散性アスベスト成形板(※)

(イ) 処理計画については、受け入れ条件等を確認のうえ、事前に監督職員と協議すること。  
(ウ) 再生資源化施設へ搬出した場合、搬出後、調書を監督職員に提出すること。  
(エ) 現場より発生する汚泥は、速やかに溶出試験、含有試験を行い「土壌環境基準(平成3年環境庁告示第46号)」および「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年環境省告示第19号)」にそれぞれ適合することを確認し、資料を監督職員に提出すること。

※試験回数(※1・ )回

**(2) 舗装切断汚水**  
舗装切断汚水は下記の施設で処分すること。  
(協公清企業(エコパーク) (札幌市東区中沼町45番地23))

**(3) 特別管理産業廃棄物**  
・種類: 搬出先  
受注者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任し、監督職員に報告する。なお、選任は受注者の中で行う。  
(4) 有価金属  
①有価金属は下記の業者で処分すること。  
(ア) 札幌市競争入札参加資格者:物品・役員関係・再生資源関係業者  
(イ) 廃棄物再生事業登録業者(知事登録)  
(ウ) 金属くず商許可業者(警察許可)  
なお、搬出を行った際、領収書又は受入伝票等及び許可書等の写しを監督職員に提出すること。  
・有価金属は、材料引渡リストを作成し、下記保管場所に保管すること。(保管場所: )

**(5) 産業廃棄物運搬車両表示**  
産業廃棄物を自己運搬する際に使用する車両には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条」により定められた表示を行うとともに、その運搬車に必要な書面を備え付ける。(同法施行規則第7条の2第3項及び第7条の2の2)

**33** 設備工事との取り合い

施工範囲  
図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強  
図示した鉄骨造の貫通孔部の補強プレート等  
図示した天井の仕上材、下地材の切込み及び下地の補強  
駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作のスイッチ  
自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強

施工図  
設備機械の位置、取合いなど検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。

工事区分 ※該当は●印とする

項目	建築	電気	暖房	衛生	備考
躯体の設備配管用のスリーブ及びボックス入れ	○	●	●	●	
同上の補強	●	○	○	○	
天井壁取付設備機器用穴あけ及び補強	●	○	○	○	すみ出しは設備 ※左記の該当は「下地の補強を要する場合」に限る。
ルーフトレ	●	○	○	○	補強は建築

設備用 天井点検口・床下点検口	●	○	○	○	位置は協議、すみ出し・施工は建築
設備機器用穴あけ及びモルタル充填・断熱材補修	○	●	●	●	
ドラフトチャンバー本体及び排気筒	○	○	○	○	
設備用機械基礎	●	○	○	○	
床下受水槽マンホール	○	○	○	○	
換気扇等の取付用枠	●	○	○	○	
ビツ内連通管	●	○	○	○	
設備機器取付用下地補強	●	○	○	○	
フード・ベントキャップ類のシーリング	●	○	○	○	外壁板金(ガルバリウム等)の開口は建築
衛生器具廻りのシーリング	○	○	●	●	

**34** 建設機械の選定  
工事に使用する建設機械は以下による。  
「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年建設省告示第1536号)に基づき、指定された機械を使用する。  
本工事中において、以下に示す建設機械を使用する場合は、国土交通省「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械及び平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する。ただし、道路運送車両法の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車車検証の交付を受けているものは除く。  
その旨を施工計画書に記載し監督職員の確認を受けるとともに、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出する。  
なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。

対象機種	型式	規格
バックホウ	油圧式クロー型	ディーゼルエンジン
ブルドーザー	普通、湿地、リッパ装置付	(エンジン出力7.5kW以上260kW以下)
トラクターショベル	ホイール型	を搭載した建設機械に限る。
発動発電機	可搬式、溶接兼用機を含む	ただし、道路運送
空気圧縮機	可搬式	車両法による排ガス規制を受けている建設機械は除く。
油圧式杭圧入引抜機		
ローラ	ロードローラ、タイヤローラ 振動ローラ	
ホイールクレーン	ラフトクレーン	

**35** 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法と定められた工種について、工法を施工計画書として提出する。  
(8.4.3)(10.5.3)(13.2.3)(13.3.3)(14.7.3)  
建築基準法に基づき定められた区分等  
基準風速  $V_0 = (\text{※}32) \text{ m/s}$   
地表面粗度区分 (・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)  
多雪地域とし垂直積雪量等は、札幌市建築基準法施行細則第21条による。

**36** 電子納品  
①対象  
・対象外  
(1) 電子納品は、札幌市「電子納品に関する手引き【営繕工事編】」に基づいて作成する。詳細は、監督職員と協議する。  
(2) 成果品の提出部数(CD-R又はDVD-R) (2部)  
(3) 設計図CADデータの提供 ( 提供する ・提供しない )  
提供するCADデータは、本工事の履行に必要な施工図及び完成図の作成においてのみ使用し、それ以外の目的で使用してはならない。  
提供したCADデータは、引渡し時を目的に複製も含めて全て削除すること。  
なお、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利或いは同法第2章第3節第2款に規定する著作権者人格権は、図面を作成した設計事務所等に帰属する。

**37** 完成時の提出図書  
完成図 ※作成する(A3判2部)(A判部)  
作成方法(※製本・ ) (1.7.1)(1.7.2)(表1.7.1)  
・作成しない  
完成図のCADデータ ※提出する ・提出しない (1.7.2)  
データ形式は以下のすべてを提出する。  
①貴社で使用しているCAD形式 ②DXF形式 ③PDF形式  
実施工程表 ※作成する ・作成しない  
保全に関する資料 ※作成する(提出部数2部)  
・作成しない (1.7.3)

**38** 工事写真及び完成写真  
(1) 工事写真の撮影及び整理については、「営繕工事写真撮影要領(工事着手時点の最新版を適用)」による。ただし、提出部数及び形式については監督職員と協議する。(1.2.4)  
(2) デジタル工事写真については、国土交通省通知「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について(工事着手時点の最新の通知を適用)」に基づき実施する。  
(3) 完成写真の提出部数 (紙媒体1部)(電子媒体1部)  
完成写真の仕様は、監督職員と協議する。  
(4) 受注者は著作物等(工事写真・完成写真等)の利用を発注者に許諾する。

**39** 工事実績情報(コリンズ)への登録  
※請負代金額が500万円以上の場合対象とする (1.1.4)

**40** 公共事業労務費調査  
受注者は、札幌市が実施する公共事業労務費調査の対象工事(以下、この項において「対象工事」という。)となった場合には次の各項に掲げた事項について行うとともに協力しなければならない。  
また、対象工事の工期経過後も同様とし、これ等に要する費用は受注者の負担とする。  
(1) 労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、現場労働者の賃金及